

現 行	令和7年度改正	備 考
<p data-bbox="299 516 1163 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1446 914 1514"><u>令和6</u>年4月</p> <p data-bbox="973 1843 1329 1875">最終改正 <u>令和6</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 516 2418 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1801 1446 2169 1514"><u>令和7</u>年4月</p> <p data-bbox="2237 1843 2594 1875">最終改正 <u>令和7</u>年4月1日</p>	

現 行	令和7年度改正	備 考
目次	目次	
第1章 総則…………… 1	第1章 総則…………… 1	
第130条 成果物の使用等…………… 14	第130条 成果物の使用等…………… 15	
第135条 履行報告…………… 18	第135条 履行報告…………… 19	
第4章 サウンデング…………… 27	第4章 サウンデング…………… 31	
第4節 ポータブルコーン貫入試験…………… 28	第4節 ポータブルコーン貫入試験…………… 30	
第5章 原位置試験…………… 30	第5章 原位置試験…………… 31	
第1節 孔内載荷試験…………… 30	第1節 孔内載荷試験…………… 31	
第501条 目的…………… 30	第501条 目的…………… 31	
第502条 試験等…………… 30	第502条 試験等…………… 31	
第503条 成果物…………… 30	第503条 成果物…………… 31	
第2節 地盤の平板載荷試験…………… 31	第2節 地盤の平板載荷試験…………… 32	
第504条 目的…………… 31	第504条 目的…………… 32	
第505条 試験等…………… 31	第505条 試験等…………… 32	
第506条 成果物…………… 31	第506条 成果物…………… 32	
第3節 現場密度測定（砂置換法）…………… 31	第3節 現場密度測定（砂置換法）…………… 32	
第507条 目的…………… 31	第507条 目的…………… 32	
第508条 試験等…………… 31	第508条 試験等…………… 32	
第509条 成果物…………… 32	第509条 成果物…………… 33	
第4節 現場密度測定（R I法）…………… 32	第4節 現場密度測定（R I法）…………… 33	
第510条 目的…………… 32	第510条 目的…………… 33	
第511条 試験等…………… 32	第511条 試験等…………… 33	
第512条 成果物…………… 32	第512条 成果物…………… 33	
第5節 現場透水試験…………… 32	第5節 現場透水試験…………… 33	
第513条 目的…………… 32	第513条 目的…………… 33	
第514条 試験等…………… 32	第514条 試験等…………… 33	
第515条 成果物…………… 32	第515条 成果物…………… 33	
第6節 ルジオン試験…………… 33	第6節 ルジオン試験…………… 34	
第517条 試験等…………… 33	第517条 試験等…………… 34	
第518条 成果物…………… 33	第518条 成果物…………… 34	
第7節 速度検層…………… 33	第7節 速度検層…………… 34	
第519条 目的…………… 33	第519条 目的…………… 34	
第520条 試験等…………… 33	第520条 試験等…………… 34	
第521条 成果物…………… 33	第521条 成果物…………… 34	
第8節 電気検層…………… 33	第8節 電気検層…………… 35	
第522条 目的…………… 34	第522条 目的…………… 35	
第523条 試験等…………… 34	第523条 試験等…………… 35	

現 行	令和7年度改正	備 考
第524条 成果物 34	第524条 成果物 35	
第6章 解析等調査業務 35	第6章 解析等調査業務 36	
第601条 目的 35	第601条 目的 36	
第602条 業務内容 35	第602条 業務内容 36	
第603条 成果物 36	第603条 成果物 37	
第7章 軟弱地盤技術解析 37	第7章 軟弱地盤技術解析 38	
第701条 目的 37	第701条 目的 38	
第702条 業務内容 37	第702条 業務内容 38	
第8章 物理探査 39	第8章 物理探査 40	
第1節 弾性波探査 39	第1節 弾性波探査 40	
第801条 目的 39	第801条 目的 40	
第802条 業務内容 39	第802条 業務内容 40	
第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 40	第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 41	
第803条 目的 40	第803条 目的 41	
第804条 業務内容 40	第804条 業務内容 41	
第9章 地すべり調査 40	第9章 地すべり調査 42	
第901条 目的 40	第901条 目的 42	
第902条 計画準備 40	第902条 計画準備 42	
第903条 地下水調査 40	第903条 地下水調査 42	
第904条 移動変形調査 42	第904条 移動変形調査 43	
第905条 雨量観測 43	第905条 雨量観測 44	
第906条 解析 43	第906条 解析 44	
第907条 対策工法選定 43	第907条 対策工法選定 44	
第908条 報告書作成 43	第908条 報告書作成 44	
第10章 地形・地表地質踏査 44	第10章 地形・地表地質踏査 45	
第1001条 目的 44	第1001条 目的 45	
第1002条 業務目的 44	第1002条 業務内容 45	
第1003条 成果物 45	第1003条 成果物 46	
第1章 総則		
第112条 打合せ等	第112条 打合せ等	
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。	5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。	
※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	
	※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めるこ	

現 行	令和7年度改正	備 考
<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>第141条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第602条 業務内容</p> <p>1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。</p> <p>(1) 関係文献の収集と検討</p> <p>(2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>3. 資料整理とりまとめ</p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察</p> <p>(2) 異常データのチェック</p> <p>(3) 試料の観察</p> <p>(4) ボーリング柱状図の作成</p> <p>4. 断面図等の作成</p> <p>(1) 地層及び土性の工学的判定</p> <p>(2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>5. 総合解析とりまとめ</p>	<p style="text-align: center; color: red;">とを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>第141条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p style="color: red;">受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」(令和6年4月一部改正)により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第602条 業務内容</p> <p>1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>2. 計画準備</p> <p style="color: red;">業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。</p> <p>3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。</p> <p>(1) 関係文献の収集と検討</p> <p>(2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>4. 資料整理とりまとめ</p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察</p> <p>(2) 異常データのチェック</p> <p>(3) 試料の観察</p> <p>(4) ボーリング柱状図の作成</p> <p>5. 断面図等の作成</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	令和7年度改正	備 考
<p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討</p> <p>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定</p> <p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定</p> <p>(4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p>	<p>(1) 地層及び土性の工学的判定</p> <p>(2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>6. 総合解析とりまとめ</p> <p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討</p> <p>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定</p> <p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定</p> <p>(4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p>	